

第3回根室市男女共同参画基本計画策定委員会までのご意見(資料2)

令和7年1月15日の委員会開催案内から令和7年1月29日の委員会開催までの間に委員の皆さまからいただいた意見について、次のとおり整理します。

委員からのご提言	計画書への反映 (●反映した ○反映しない)
薬物と喫煙の併記について ・薬物と喫煙が同レベルに併記されているが、これが適切なのか？	○WHO(世界保健機関)において、タバコ(ニコチン)を薬物と指定しています。 (依存度) 医学雑誌ランセットに発表(2007年) 1位 ヘロイン 2位 コカイン 3位 ニコチン(タバコ) 6位 アルコール 8位 アンフェタミン(覚せい剤)
P50の「通年雇用セミナー」について ・唐突に通年雇用セミナーが記載されており、例えば「根室市が主催する」とかの前段が必要では？	●「根室市通年雇用促進協議会が主催する」を追記
P53 誤記載 ・各種審女性委員の採用比率～	●「各種審議会」に修正
P1の説明が職業に偏っている 法の趣旨と表現が違い誤解を招くのでは？	●法の文章では分かりにくいと考えため、「仕事」と簡素化して表現しています。その旨、文章を追記。
P1均等化すると誤解している 誤解していない人もいたので修正すべき	●「誤解される場合もある」に修正
P52 地域コミュニティについて 町内会に協力を求めるだけでは変わらないのでは？	○町内会は任意団体であり、協力を求めるまでが行政の取り組める範囲となりますのでご理解ください。 ただ、協力を求める手法として、町内会に赴き対面で説明することは可能と考えます。

委員からのご提言	計画書への反映 (●反映した ○反映しない)
P 1 男女共同参画はジェンダー平等の一部分に限定したものではないと考えますが。 男女共同参画基本法は、男女（ジェンダー）平等を実現するための手段であると理解しているので、”一部分”という表現は適切ではないと思いますが、いかがでしょうか。	●『「男女（ジェンダー）平等」を前提としたうえで、あくまでも『参画（仕事）』することに重点をおいており』に修正
資料 1 の修正について 資料 1 の 8 の計画に反映しない理由に「あくまでも男女の働き方に関する趣旨で考える必要があります」とありますが、男女共同参画基本法は働き方だけでなく、あらゆる分野において関わる法律です。 こちらの表現は適切ではないと考えるため修正した方が良いでしょう。	○上段のジェンダー平等に関するご意見と同様に表現が適切ではありませんでした。しかしながら、資料 1 は、委員会の進行をサポートするための用意したものであり、計画に直接的な影響を及ぼすものではありませんので、修正し、改めて委員の皆様にお配りするような位置付けではありませんのでご了承ください。
P49 性教育について 日本の性教育があまりにも時代錯誤であること等、性教育に課題があります。具体的な計画は現課が取り組むとしても、我々委員会としてもこの課題については共通認識を持ち議論した方が良いでしょう。	○ご意見のとおり、具体的な取組については実施計画で整理するものと考えます。

【質問事項】

委員からのご質問	担当課からの回答
P41 の目標値上昇の根拠 ・項目 1 ～ 4 が 10%増加された根拠を知りたい ・また、項目 5 が見直されていない理由を知りたい	・ 10%増の根拠はありませんが、現実として、市民アンケートの結果は、H28 年から 20%前後で推移しており、大幅な改善は難しいと考えます。 また、現行計画を踏襲することを基本として当初示しました目標値について低いとのご指摘を受けましたので、実現不可能な数値にならないよう設定したものです。 ・ 項目 5 については、人事担当課から、「管理職等への登用は、性別に左右されることなく、個人の能力や人格などを総合的に判断して行っています。」その上で、「一般職を受験される女性自体が少なく、直近 3 年間の採用率も約 27%となっており、そもそもの職員数に占める女性割合が低いことから、目標値を高く設定することが現実的には難しいため、今回の目標値とすることをご理解願います。」との回答をいただいております。 (生活環境課、総務課)